



横浜港新本牧ふ頭地区公有水面埋立事業
環境影響評価方法書に係る答申

平成 30 年 1 月 16 日

横浜市環境影響評価審査会

平成 30 年 1 月 16 日

横浜市長 林 文子 様

横浜市環境影響評価審査会
会長 奥 真美



横浜港新本牧ふ頭地区公有水面埋立事業
環境影響評価方法書に係る調査審議について（答申）

平成29年11月9日環創環評第175号により諮問のありました標記について、当審査会は慎重に調査審議を重ねた結果、次のとおり結論を得たので答申します。

なお、方法書に対する意見の作成にあたっては、当審査会で指摘した事項について十分に配慮されるよう申し添えます。

第1 対象事業

1 事業者の名称等

名 称：国土交通省関東地方整備局

代表者：局長 泊 宏

所在地：埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1号

名 称：横浜市

代表者：市長 林 文子

所在地：横浜市中区港町1丁目1番地

2 対象事業の名称

横浜港新本牧ふ頭地区公有水面埋立事業

3 対象事業の目的

横浜港新本牧ふ頭地区公有水面埋立事業（以下「本事業」という。）は、国際コンテナ戦略港湾として、基幹航路をはじめとするコンテナ船の大型化や貨物量の増加に対応するため、大水深・高規格コンテナターミナルと高度な流通加工機能を有するロジスティクス施設を一体的に配置した新たな臨海部物流拠点を形成するものです。

4 対象事業の内容

(1) 対象事業の種類

公有水面の埋立て（環境影響評価法に規定する第一種事業）

(2) 対象埋立事業実施区域及び埋立区域の位置

横浜市中区本牧ふ頭地先海域

(3) 対象埋立事業の規模

埋立区域の面積 約 140 ha

(4) その他の対象埋立事業に関する事項

| 事項 | 内容 |
|-------|--|
| 主な工事 | 護岸工事、埋立工事 |
| 工事期間 | 概ね20年程度 |
| 埋立用材 | 建設発生土、浚渫土砂等 |
| 埋立方法 | 土運船により埋立用材を埋立地まで運搬した後、直接投入又は揚土船による投入 |
| 護岸の構造 | 波浪及び高潮、土圧、地震等の作用に対して安全性が確保され、内部の埋立用材が流出しない等の機能を有する構造 |

第2 地域特性

横浜港は東京湾の北西部に位置しており、風向、潮流、水深などの自然条件に恵まれた天然の良港となっており、物流を中心とした港湾関連活動のほか、水上交通や海洋性レクリエーション、環境活動などの多様な水域利用が行われています。

本事業の事業実施区域及びその周囲における水質の健康項目は、いずれの地点でも環境基準値を満足していますが、生活環境項目については一部の地点で環境基準値を満足していない状況にあります。また、一部の地点における COD75% 値、全窒素、全リンの表層年平均値は、過年度より環境基準値を満足していない状況が続いています。底層 D0 年最低値はほとんどの地点で上昇傾向にありますが、横浜港内、中の瀬南では変動が大きく、一定の傾向が見られません。なお、平成 27 年度の底層 D0 年最低値は、横浜港内の測定点では、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）の別表 2^{注)} に掲げる類型が生物 3 の基準値を、その他の測定点では類型が生物 2 の基準値又は類型が生物 1 の基準値を満足する状況にあります。

本事業の事業実施区域及びその周囲では、重要な動植物種が確認されているほか、鶴見川河口、金沢湾及び平潟湾の河口・海岸域は、地域を特徴づける生態系の生息・生育場となっています。

事業実施区域近傍には、眺望地点及び人と自然との触れ合いの活動の場として、横浜港

シンボルタワー及び本牧海釣り施設が設けられており、市民に開放されています。

なお、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、鶴見区及び中区とされています。

注) 水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）

別表2 生活環境の保全に関する環境基準

2 海域

工

| 項目 類型 | 水生生物が生息・再生産する場の適応性 | 基準値 | |
|----------|--|-----------|--------------------------|
| | | 底層溶存酸素量 | 該当水域 |
| 生物 1 | 生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域 | 4.0mg/L以上 | 第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域 |
| 生物 2 | 生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域 | 3.0mg/L以上 | 第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域 |
| 生物 3 | 生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域 | 2.0mg/L以上 | 第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域 |

第3 審査意見

環境影響評価の実施にあたっては、事業内容及び地域特性を考慮し、方法書に記載された事項に加え、次に示す事項に留意してください。

1 全般的事項

- (1) 環境影響評価準備書以降の図書の作成に当たっては、根拠を明確にし、分かりやすく丁寧に説明してください。
- (2) 事業計画及び工事計画の具体化に当たっては、環境に配慮した技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減について検討してください。
- (3) 今後の事業の進展においては、市民の意見を十分聴取するとともに、環境に関する本市の最新の計画等と整合を図るなど、適時、適切な事業内容となるよう検討してください。

2 環境影響評価項目

(1) 工事の実施

ア 動物、植物及び生態系

予測・評価すべき環境要素を具体的に特定したうえで、可能なかぎり定量化に努めるとともに、定量化が困難な要素についても、定量化に類する手法を用いるなど、可能な限り明確で分かりやすい予測・評価の手法を検討してください。

(2) 埋立地の存在

ア 水質

埋立地の突端部周辺及び本牧海釣り施設の南側近傍など、調査地点の追加の必要性について検討してください。

イ 動物、植物及び生態系

(ア) 埋立地の突端部周辺及び本牧海釣り施設の南側近傍など、調査地点の追加の必要性について検討してください。

(イ) 予測・評価すべき環境要素を具体的に特定したうえで、可能なかぎり定量化に努めるとともに、定量化が困難な要素についても、定量化に類する手法を用いるなど、可能な限り明確で分かりやすい予測・評価の手法を検討してください。

■ 環境影響評価法及び横浜市環境影響評価条例に基づく手続経過

| 平成 29 年 10 月 20 日 | 事業者が方法書及びこれを要約した書類(以下「方法書等」という。)を市長に送付 | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------------|--|------|----|-----|---------------|-----------|------|---------------|---------------|------|---------------|---------------|-----|
| 平成 29 年 10 月 20 日 | <p>事業者が官報及び横浜市報により方法書を作成した旨等を公告し、公告の日から一月間、方法書等を縦覧に供するとともに、方法書説明会の開催を公告 (方法書等を平成 29 年 11 月 20 日まで縦覧に供し、その後県条例及び市条例に合わせ平成 29 年 12 月 4 日まで閲覧を実施)</p> <p>市長が方法書の送付を受けた旨を公告し、方法書等の写しの縦覧を開始 (平成 29 年 12 月 4 日まで 46 日間) 縦覧場所 (横浜市内) 環境創造局環境影響評価課並びに鶴見区役所及び中区役所の区政推進課 (横浜市中央図書館並びに鶴見区及び中区の図書館で閲覧を実施) 縦覧者数 (横浜市内) 1 名</p> | | | | | | | | | | | | |
| | <p>事業者及び市長が方法書等の全文を各々のウェブサイトで公表</p> <p>事業者が方法書に対する意見書の受付を開始 (平成 29 年 12 月 4 日まで 46 日間) 意見書数 全体で 1 通</p> | | | | | | | | | | | | |
| 平成 29 年 11 月 9 日 | <p>環境影響評価審査会 市長が方法書に係る調査審議について審査会に諮問 事業者説明 (方法書)、質疑及び審議</p> | | | | | | | | | | | | |
| 平成 29 年 11 月 12 日 11 月 15 日 | <p>事業者は方法書説明会を開催</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>開催日</th> <th>場所</th> <th>参加者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11 月 12 日 (日)</td> <td>横浜市立大鳥中学校</td> <td>14 名</td> </tr> <tr> <td>11 月 15 日 (水)</td> <td>横浜市新山下地域ケアプラザ</td> <td>18 名</td> </tr> <tr> <td>11 月 15 日 (水)</td> <td>横浜市新山下地域ケアプラザ</td> <td>6 名</td> </tr> </tbody> </table> | 開催日 | 場所 | 参加者 | 11 月 12 日 (日) | 横浜市立大鳥中学校 | 14 名 | 11 月 15 日 (水) | 横浜市新山下地域ケアプラザ | 18 名 | 11 月 15 日 (水) | 横浜市新山下地域ケアプラザ | 6 名 |
| 開催日 | 場所 | 参加者 | | | | | | | | | | | |
| 11 月 12 日 (日) | 横浜市立大鳥中学校 | 14 名 | | | | | | | | | | | |
| 11 月 15 日 (水) | 横浜市新山下地域ケアプラザ | 18 名 | | | | | | | | | | | |
| 11 月 15 日 (水) | 横浜市新山下地域ケアプラザ | 6 名 | | | | | | | | | | | |
| 平成 29 年 11 月 28 日 | <p>環境影響評価審査会 事務局説明 (指摘事項等一覧)、事業者説明 (方法書説明会の開催状況、質疑、意見の概要及び事業者の見解)、質疑及び審議</p> | | | | | | | | | | | | |
| 平成 29 年 12 月 7 日 | 事業者が方法書についての意見の概要を記載した書類を市長に送付 | | | | | | | | | | | | |
| 平成 29 年 12 月 11 日 | <p>環境影響評価審査会 事務局説明 (指摘事項等一覧)、事業者説明 (方法書についての意見の概要等)、質疑及び審議</p> | | | | | | | | | | | | |
| 平成 29 年 12 月 25 日 | <p>環境影響評価審査会 事務局説明 (指摘事項等一覧、検討事項一覧) 及び審議</p> | | | | | | | | | | | | |
| 平成 30 年 1 月 16 日 | <p>環境影響評価審査会 事務局説明 (答申案) 及び審議</p> | | | | | | | | | | | | |

■ 事業者が当審査会に提出した補足資料

- 1 資料「横浜港新本牧ふ頭地区公有水面埋立事業方法書説明会の開催状況、質疑、意見の概要及び事業者の見解」について
- 2 臨港幹線道路計画図
- 3 水質の予測手法に関する質問への回答について

■ 横浜市環境影響評価審査会委員

岡部 とし子

◎ 奥 真美

押田 佳子

菊本 統

木下 瑞夫

五嶋 良郎

田中 稲子

田中 伸治

津谷 信一郎

所 千晴

中村 栄子

○ 葉山 嘉一

堀江 侑史

水野 建樹

横田 樹広

◎会長 ○副会長 五十音順 敬称略